

## よくあるお問い合わせ

### Q. 旭川市民でも、旭川市に寄附をしてふるさと納税の対象となるのか。

A. なります。寄附金受領証明書を添付し確定申告すると、所得税の還付と来年度の住民税の控除がされます。また、ワンストップ特例申請書を提出して、来年度の住民税の控除をすることもできます。

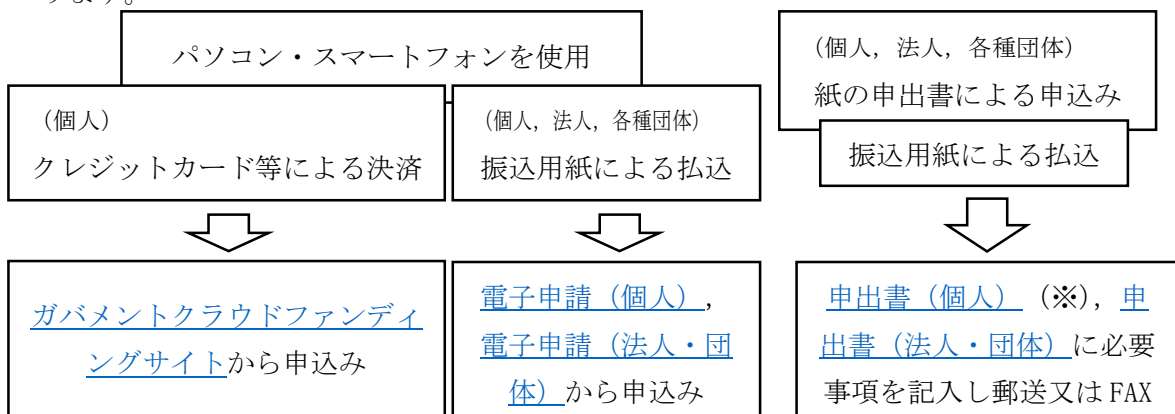
### Q. 旭川市民以外でも、この寄附はできるのか。

A. できます。旭川居住の方でなくても、この寄附をし、新庁舎9階展望フロアにお名前を刻印した銘板を設置することができます。

なお、この寄附では返礼品を選ぶことができません。銘板への刻印を希望せず、返礼品を希望する場合は、本市[「あさひかわ応援寄附金」のページ](#)をご覧ください。

### Q. どうやって申し込めばいいのか。

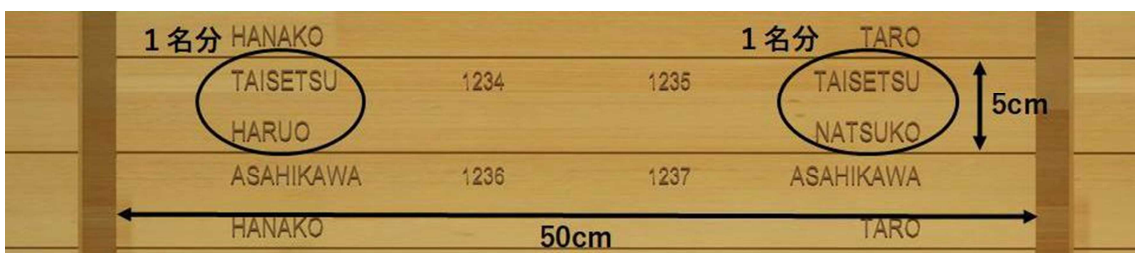
A. パソコン・スマートフォンを使用するの申込みと、紙の申出書による申込みの方法があります。



※ 個人用の申出書は、市役所庁舎・各支所・公民館・図書館・住民センター・地区センターにあります。((個人用) 申出書配布場所一覧は[こちら\(PDF形式 38キロバイト\)](#)。)

### Q. チラシやポスターには、「銘板(縦5cm×横50cm)1枚に、2人分のお名前を刻みます。」とあるが、1万円の寄附で2人分の申込みができるのか。

A. 10,000円の寄附につき1名分の氏名を刻印します。よって、2人分のお名前を刻印する場合、2口の申込みとなるので、20,000円以上の寄附が必要になります。



銘板イメージ